

平成21年度 第1回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
1 日 時	平成21年7月22日(水) 午後3時30分から5時30分まで
2 場 所	練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
3 出席者	(委員 19名) 市川会長、加山会長代理、小林委員、島崎委員、玉村委員、武藤委員、八重樫委員、渡邊委員、小池委員、白戸委員、植田委員、中川委員、増田委員、坪井委員、中迫委員、高橋委員、佐藤委員、原委員、永野委員 (区幹事11名) 区長、健康福祉事業本部長、福祉部長、地域福祉課長、高齢社会対策課長、介護保険課長、在宅支援課長、大泉総合福祉事務所長 ほか事務局3名
4 傍聴者	1名
5 議 題	1 委員委嘱 2 区長あいさつ 3 委員紹介 4 区幹事紹介および事務局紹介 5 会長の互選、会長代理の指名 6 運営協議会について 7 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 8 その他
6 配付資料	1 事前送付 (1) 「第4期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」 (2) 「第4期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(概要版) (3) パンフレット「すぐわかる介護保険」 2 当日配付 (1) 資料1 「練馬区介護保険運営協議会委員名簿」 (2) 資料2 「練馬区介護保険運営協議会区幹事・事務局」 (3) 資料3-1 「練馬区介護保険条例」 (4) 資料3-2 「練馬区介護保険条例施行規則」 (5) 資料4 「介護保険運営協議会の所掌事項」 パンフレット「こんにちは 高齢者相談センターです！」 (6) 資料5 「附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針」 (7) 資料6 「第4期練馬区介護保険事業計画策定に向けた中間答申」 (8) 資料7 「第4期練馬区介護保険事業計画策定に向けた答申」 (9) 資料8 「練馬区介護保険運営協議会の開催予定について」 (10) 資料9 「介護保険について(6月末現在)」 (11) 冊子 「練馬の介護保険—平成19年度実績報告—」

7 事務局	練馬区健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課計画係 Tel 03-5984-4584
-------	--

■ 会議の概要

(福祉部長)

それでは、第1回練馬区介護保険運営協議会を開催する。会長が決まるまでの司会進行は、福祉部長が務めさせていただく。

事務局から委員の出席状況および傍聴者の状況をお願いする。

(事務局)

【委員の出席状況および傍聴者の状況を報告】

(福祉部長)

それでは、初めに委員委嘱式を行う。区長から各委員に委嘱状を交付する。

【区長から各委員に委嘱状を交付】

(福祉部長)

区長から、皆様にあいさつを申し上げる。

(区長)

ただいま皆様に介護保険運営協議会委員の委嘱状を交付させていただいた。どなたも大変お忙しい中で、委員を引き受けていただき、心から御礼申し上げます。

介護保険制度は、平成12年4月から始まった。当時は、『介護の社会化』と言われ、大変な反響を呼んだわけである。それから9年が経過し、サービスの種類・量とも着実に増え、老後の安心を支える仕組みとして定着している。

一方、サービスの給付状況を見ると、平成12年度には、要介護認定者が約1万人、保険給付費が約121億円であったが、平成20年度には、要介護認定者は約2万2,000人、保険給付費は約293億円となっている。制度発足時と比較して、要介護認定者は約1.8倍、保険給付費は約2.4倍と大幅増である。練馬区は人口70万人を超え、これに比例して高齢者の数も増えており、同時に介護保険サービスの利用者も右肩上がりの傾向にある。

平成21年7月1日現在、練馬区の65歳以上の高齢者人口は約13万4,000人、区の総人口に占める割合は約19%である。これが、4年後の平成25年には20%を超え、5人に1人が高齢者となると予測している。

このような状況下では、高齢化の状況に見合った新たな対策を考え、介護保険制度を持続可能な制度としていかなければならないと考えている。そこで、練馬区では、様々な課題に応えるため、本年3月に「第4期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を新しく策定した。

第4期計画では、平成18～20年度の第3期計画を総括し、計画の基本目標「高齢者が暮らしやすいまちをつくる」の実現に向けて、『相談支援体制の充実』、『介護人材の確保』等、計画期間中に取り組むべき9つの重点課題を新たに設ける等、必要な見直しを行っている。

介護保険制度の安定的な運営のため、介護保険事業計画をはじめ、様々な施策を盛り込んでいるが、区民とりわけ高齢者の皆様の様々なご意見を十分に反映し、間違いのないかじ取りをしていくことが区の責務であると思っている。

そのためにも、本日、皆様にお集まりいただいている介護保険運営協議会において、公募区民の皆様をはじめ、医療保険者、医療従事者、福祉団体関係者、介護サービス従事者、学識経験者と、いろいろな立場からのご意見をいただきたいと思う。

皆様には、3年間の任期中、介護保険に関する重要な事項について審議をお願いすることになる。皆様の大きなお力を拝借して、介護保険制度を持続可能な制度として運営するための、練馬区ならではの考えを導き出していきたいと思っている。

ぜひとも活発な審議をお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

(福祉部長)

本日区長は公務が重なっているため、ここで退席させていただきます。

(事務局)

【配付資料の確認】

(福祉部長)

次に委員の自己紹介をお願いします。

【委員自己紹介】

つぎに、練馬区幹事を紹介する。

【健康福祉事業本部長、福祉部長、地域福祉課長、高齢社会対策課長、介護保険課長、在宅支援課長、大泉総合福祉事務所長および事務局職員が自己紹介】

(福祉部長)

議題5「会長の互選、会長代理の指名」について、高齢社会対策課長から説明する。

(高齢社会対策課長)

資料3-2 練馬区介護保険条例施行規則第7条 会長 の規定を説明

本日は、この規定に基づき、会長の選出をお願いしたい。

(福祉部長)

説明のとおり、学識経験者委員のうちから委員の互選により選出を行うことになる。皆様からどなたか推薦はあるか。

(委員)

市川委員を推薦する。

(福祉部長)

市川委員を推薦する声が挙がったが、いかがか。

【他の委員から賛同の拍手あり】

(福祉部長)

それでは、市川委員に会長をお願いする。

次に会長代理だが、会長の指名によると規定されている。会長から会長代理の指名をお願いする。

(会長)

加山委員に会長代理をお願いしたいと思う。

【他の委員から賛同の拍手あり】

(福祉部長)

それでは、会長および会長代行に席の移動とあいさつをお願いする。

【市川委員と加山委員が会長席と会長代理席に移動】

【市川会長・加山会長代理あいさつ】

(福祉部長)

それでは、以後の議事進行は会長をお願いする。

(会長)

議題6について、高齢社会対策課長に説明をお願いする。

(高齢社会対策課長)

【資料4 介護保険運営協議会の所掌事項】

【資料5 附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針】

【資料6 第4期練馬区介護保険事業計画策定に向けた中間答申】

【資料7 第4期練馬区介護保険事業計画策定に向けた答申】

について説明

(会長)

これまでの資料の説明で質問や意見があればお願いします。

(委員)

会議記録の公開はすべきだと思う。

つぎに、2点ほど質問したい。会議記録は逐語で作成されるのか。また、発言者の氏名は記載されるのか。

(高齢社会対策課長)

1つ目の質問について、会議記録は逐語ではなく、要約である。

2つ目の質問について、議事録の校正を皆様をお願いする際は、発言者が分かるよう委員の名前が入れているが、完成後にホームページに掲載する際には、「会長」、「会長代理」は役職名で、その他の委員は「委員」として個人名を伏せた形で公開する。

(会長)

他に質問や意見はあるか。

【質問・意見なし】

今後、計画策定のため、区長の諮問に対する答申を作っていくわけだが、議論を円滑に行うため、介護保険制度の専門知識等について、詳しく解説する時間・機会を設ける必要がある。今後検討していただきたい。

(高齢社会対策課長)

了解した。ところで、本日は一般区民向けに配付している介護保険関係のパンフレットを用意しているので、こちらの説明をさせていただきたい。

【資料4 こんにちは、高齢者相談センターです！】を説明。

(介護保険課長)

【事前送付 すぐわかる介護保険】24・25ページを説明。

(会長)

続いて、【資料8 練馬区介護保険運営協議会の開催予定】について説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【資料8 練馬区介護保険運営協議会の開催予定】について説明。

(会長)

続いて、議題7について高齢社会対策課長に説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【事前送付 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(概要版)】1～4ページを説明。

(介護保険課長)

【事前送付 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(概要版)】5ページ～裏表紙を説明。

(会長)

議題7について質問や意見があればお願いします。

(委員)

この「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画計画」はとても情報量が多く、読んでおもしろいと思う一方、疑問も発生している。次回の協議会は11月なので、その前に、希望者を集めて、介護保険全般についての説明を聞く機会を設けてほしい。

(高齢社会対策課長)

ご要望があれば、勉強会の場を設けたいと思っている。

(会長)

運営協議会の開催とは別途に、施策・制度の概要についての勉強会を開催することよろしいか。日程・会場は事務局で調整し、全委員に通知していただきたい。

つぎに、議題8「その他」について介護保険課長から説明をお願いします。

(介護保険課長)

【事前送付 パンフレット すぐわかる介護保険】の説明。

(会長)

資料の説明で質問や意見があればお願いします。

(委員)

18ページからの「利用できるサービスについて」だが、要介護1～5の人も、要支援1の人も、ほとんど同じサービスが受けられるよう見えるのだが、これは費用さえ払えば実際に受けられるのか。

(介護保険課長)

要介護度に応じ、それぞれ受けられるサービスの種類と限度額が設定されている。

例えば、24 ページでは、地域密着型サービスのうち「認知症対応型共同生活介護・グループホーム」は、要支援2以上の方に限られており、要支援1の方は受けられない。また、「夜間対応型訪問介護」は、要支援1・2の方は受けられず、要介護1～5の方だけが受けられる。このように、要介護度により、受けられるサービスが異なっている。

つぎに、19 ページをご覧いただきたい。要介護1～5の方を対象とする「通所リハビリテーション」だが、費用については「目安」とある。これは、1日当たり6時間～8時間でこの金額であるという設定である。これに対し、同ページの右側に記載されている、要支援1・2の方を対象とする「介護予防通所リハビリテーション」では、一月当たりの金額設定となっている。

要支援1・2の方向けのサービス給付は、介護予防を目的としており、「予防給付」と呼ぶが、原則として一月当たりの料金で設定されている。こういうところは、要介護1～5の方向けのサービス給付の場合とは若干違っている。

(委員)

その程度の差なのか。例えば、「訪問入浴介護」などというのは、要支援の方も実際に受けているのか。

(介護保険課長)

実際に受けている方もいるが、予防給付自体がなかなか普及していないのが現状だ。利用者が非常に少ない。そのため、給付額も非常に少ない。

(委員)

要支援1・2の方の利用者数はどのくらいか。

(介護保険課長)

資料9を見るとわかりやすい。

【資料9 介護保険について(6月末現在)】を説明。

項目3「介護保険サービスの利用状況」のうち「介護予防サービス」が要支援1・2の方の利用状況である。項目2の要介護認定者数に対し、サービス受給者が少ないサービスが多いのがわかる。

特に、要介護1～5の方の利用状況を示す「居宅サービス」と比較すると、顕著である。

つぎに、項目4「介護サービスの未利用者の状況」をご覧いただきたい。要支援1・2の方では、未利用者が多いことがわかる。

ところで、要介護1～5の方について、要介護1～4までは、重度化するほど未利

用者が少ない。つまり、サービス利用率が高いのだが、要介護5になると未利用者が増えている。これは、入院する方が多く、介護サービスを使わないので、未利用率が高くなるためである。

(会長)

要介護1と要介護5では、サービスを利用できる量(限度額)が違うと思うが、その説明はどの資料を見ればよいか。

(介護保険課長)

パンフレット「すぐわかる介護保険」の14ページをご覧ください。

利用限度額と自己負担を要介護度ごとに記載している。例えば、要支援1の方は4万9,700円が利用限度額、要介護5の方は35万8,300円程度が利用限度額になる。

利用限度額が異なるため、サービスを利用できる量・回数は当然異なる。

(会長)

他に、質問や意見があればお願いします。

(委員)

「すぐわかる介護保険」は非常にわかりやすく立派だが、ここに書かれた内容は他の自治体でも共通なのか。私の親は杉並区に住んでいるのだが、区によって運用に違いはあるのか。

(介護保険課長)

基本的な枠組みは同じだが、区によって給付解釈の基準等が違っている。

例えば、練馬区では「ひとり暮らし」の定義は、同じアパート・一軒家であっても、二世帯住宅で玄関が別であれば、ひとり暮らしであると認めている。しかしながら、多くの区では、ひとり暮らしとは認めていない。極端な区では、同じ町内・何百m以内に身内が住んでいるといった場合も、ひとり暮らしとは認めないという解釈指針をとっている。

また、介護保険外のサービスについては、区によっては、独自のサービスを始めているところもある。

(会長)

今の質問は、介護保険の核心を突いている。横並びの部分がある一方で、自治体により大分違っているという部分もある。

しかし、これから議論していく際には、状況の異なる区同士を比較するよりも、練馬区はどうすべきかを考え、議論した方が建設的だと思う。現実の運用では、介護保険制度内外の様々なサービスを組み合わせて対応していることが多いので、練馬の状況を踏まえ、どうするのが望ましいのかをお考えいただくことが肝要である。

他に質問や意見はないか。

【委員からの質問なし】

事務局から次回の日程のことで説明をお願いします。

(事務局)

次回日程 平成21年11月6日(金) 午後3時～午後5時

会場 練馬区役所本庁舎5階 庁議室

開催通知は、開催日2週間前くらいに、委員の皆様方に郵送する。

(会長)

本日は、第1回目であり、まずはスタートについてのご理解いただきたい。

区長からの諮問に対する答申をはじめ、具体的な課題は、来年以降出てくる。それまでの間は、助走期間として勉強会等を行うことになる。

まずは、勉強会のことだが、事務局からの説明はかなり丁寧であり、介護保険については非常にわかりやすい資料が出ている。後日お目通しいただき、何かご質問があるようなら、事務局あてにFAXか郵便でお出しいただきたい。質問等が集まった段階で、全員に対し説明したほうが良いと判断されるものについては、勉強会等の中で一括して回答してはどうだろうか。勉強会の時期は、次回運営協議会開催前の9～10月ごろで日程調整していただければと思う。

ところで、次回運営協議会の議題は決まっているのか。

(高齢社会対策課長)

現在検討中である。開催通知の中でご案内させていただきたい。

(会長)

以上で、第1回介護保険運営協議会を終了する。